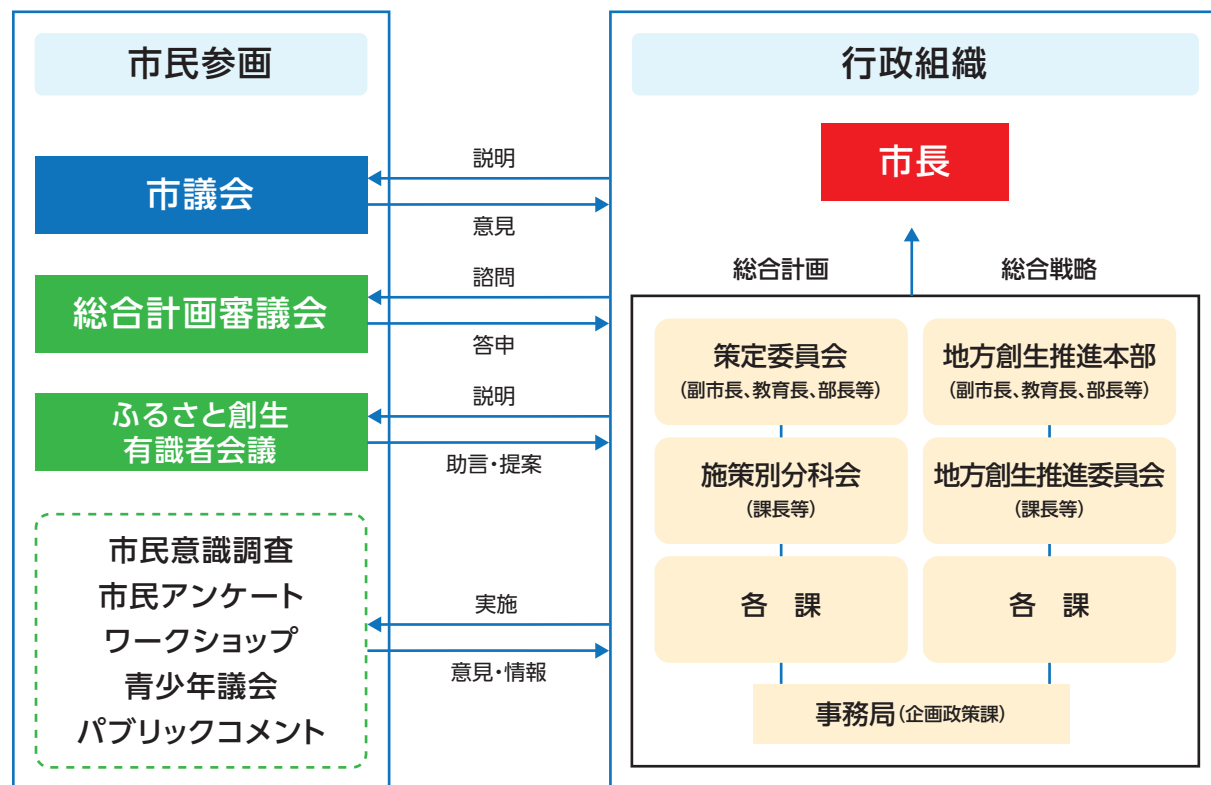


資料編

第二次霧島市総合計画の策定体制	125
第二次霧島市総合計画の策定経過	125
市民参画の状況	127
霧島市総合計画策定条例	128
霧島市総合計画審議会委員	128
霧島市ふるさと創生有識者会議設置要綱	129
霧島市ふるさと創生有識者会議委員	129
諮問・答申	130
第二次霧島市総合計画策定委員会設置要綱	134
霧島市地方創生推進本部設置要綱	134
用語解説(50音順)	135

第二次霧島市総合計画後期基本計画(総合戦略)の策定体制



第二次霧島市総合計画後期基本計画(総合戦略)の策定経過

令和3(2021)年

- 10月18日
霧島市行政経営会議
後期基本計画及び第3期総合戦略の策定方針について

令和4(2022)年

- 2月1日
第1回第二次霧島市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)
令和3年度第1回霧島市地方創生推進本部会議(以下「推進本部」という。)
後期基本計画等の策定方針、市民参画の実施方針について
- 2月3日
第1回第二次霧島市総合計画後期基本計画施策別分科会幹事課長会(以下「幹事課長会」という。)
後期基本計画等の策定方針、施策体系等の作成方針について

- 3月16日・18日
第2回幹事課長会
後期基本計画の施策体系について

- 5月6日～5月25日
市民意識調査・市民アンケート
詳細はP127参照

- 5月10日
第2回策定委員会・令和4年度第1回推進本部
市民意識調査、ワークショップ、後期基本計画の施策体系について

- 5月29日、6月25日
市民参画ワークショップ「KIRISHIMAみらいトーク」
詳細はP127参照

- 6月3日～7月22日
第二次霧島市総合計画前期基本計画施策別分科会
前期基本計画総括シートの作成

- 7月7日
第1回霧島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)
会長及び副会長の選出、後期基本計画策定の基本的な考え方、策定状況について

- 7月12日
第3回策定委員会・令和4年度第2回推進本部
前期基本計画の総括、市民参画等の結果、後期基本計画の策定状況について

- 7月22日
令和4年度第1回霧島市ふるさと創生有識者会議(以下「有識者会議」という。)
委員長及び副委員長の選出、後期基本計画と第3期総合戦略の統合について

- 8月9日
第3回幹事課長会
後期基本計画の施策体系、策定シートについて

- 8月9日～9月2日
第二次霧島市総合計画後期基本計画施策別分科会
後期基本計画策定シートの作成

- 8月10日
霧島市行政経営会議
前期基本計画の総括について

- 8月23日
第4回策定委員会・令和4年度第3回推進本部
後期基本計画の策定状況、序論、実施計画について

- 8月25日
第2回審議会
前期基本計画の総括、市民参画の結果、後期基本計画の策定状況について

- 9月13日
令和4年度第1回霧島市地方創生推進委員会
第3期総合戦略について

- 9月20日
第5回策定委員会・令和4年度第4回推進本部
後期基本計画の施策(政策1・政策6)について

- 10月3日
第6回策定委員会・令和4年度第5回推進本部
後期基本計画の施策(政策2・政策3)について

- 10月11日
第7回策定委員会・令和4年度第6回推進本部
後期基本計画の施策(政策4・政策5)、序論、第3期総合戦略について

- 10月27日
第3回審議会
後期基本計画(素案)の諮問
後期基本計画(素案)の序論、施策(政策1・政策2・政策6)について

- 10月31日
令和4年度第2回有識者会議
第2期総合戦略の取組状況、市民アンケート調査の結果、第3期総合戦略について

- 11月10日
第4回審議会
後期基本計画(素案)の施策(政策3・政策4・政策5)、第3期総合戦略について

- 12月13日
第8回策定委員会・令和4年度第7回推進本部
後期基本計画(素案)について

- 12月23日
霧島市議会への説明
後期基本計画(素案)、パブリックコメントについて

- 12月26日～令和5(2023)年1月19日
パブリックコメント
詳細はP127参照

令和5(2023)年

- 2月2日
第5回審議会
後期基本計画(素案)、答申(案)について

- 2月14日
第9回策定委員会・令和4年度第8回推進本部
後期基本計画(素案)について

- 2月16日
令和4年度第3回有識者会議
第3期総合戦略について

- 3月9日
第6回審議会
後期基本計画(素案)の答申

- 3月14日
第10回策定委員会・令和4年度第9回推進本部
答申の報告、後期基本計画案について

- 3月20日
[第二次霧島市総合計画後期基本計画]
(第3期総合戦略を含む)を策定

市民参画の状況

序論「計画策定の方針」に基づき、計画の策定に当たっては様々な世代、立場の市民の意見を生かしています。ここでは策定過程における、市民参画の概要について紹介します。

1 市民意識調査・市民アンケート

●期間：令和4年5月6日～5月25日(20日間) ●回答方法：郵送・Web回答

種類	市民意識調査 【総合計画】	市民アンケート【総合戦略】		
		①市民アンケート	②事業所アンケート	③学生アンケート
対象	20歳以上の市民 7,000人	20歳～59歳の市民 3,500人	市内に事務所を持つ 地元企業500社	市内の高校・高専・大学 の学生等1,300人
目的	●前期基本計画の成果 指標（意識系指標） の結果を測定 ●後期基本計画に設定 予定の意識系KPIの 基準値を測定	●結婚・出産を促す施 策の資料として活用 ●今後取り組むべきま ちづくりのニーズの 掘り起し	●雇用の現状把握 ●学術機関との連携可 能性を把握 ●雇用促進策の資料と して活用	●若年層の流出抑制策 の資料として活用
回収率	40.4%	31.7%	31.6%	87.7%

2 ワークショップ

市民参画ワークショップ「KIRISHIMAみらいトーク」を開催し、後期基本計画の各施策において必要な取組や市民・団体など一人一人ができることについて意見を交わしました。ワークショップでは、ブレインライティングの手法で多様な意見を出すグループワークを行い、会場の様子の動画配信やグラフィックレコーディングも行いました。

●開催日：令和4年5月29日、6月25日(2日間) ●会場：国分シビックセンター
●参加者：霧島市に在住または勤務する20～80歳代の延べ52人



市ホームページ▲

3 青少年議会

市内の中学・高校・大学生等が市の暮らしや未来について語り合う「青少年議会」で出された、過去4回の提言等を計画策定の参考にしました。

●開催日：平成30年8月19日、令和元年8月18日、令和3年8月22日、令和4年8月21日
●会場：市議会議場 ●提言者：市内の中学・高校・大学生など(延べ77人)

4 パブリックコメント

●期間：令和4年12月26日～令和5年1月19日(25日間)
●意見：0件

霧島市総合計画策定条例

平成30年1月12日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更(軽微なものを除く。)しようとするときは、あらかじめ霧島市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する諮問を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するための必要な措置を講じ、その実施状況について公表するものとする。

(設置)

第7条 第4条の規定による諮問に応じ、調査審議す

るため、霧島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 公共的団体等の代表
(2) 学識経験者
(3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第9条 委員の任期は、諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(霧島市総合計画審議会条例の廃止)

2 霧島市総合計画審議会条例(平成17年霧島市条例第23号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の霧島市総合計画審議会条例第2条第2項の規定により任命された霧島市総合計画審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第8条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。

霧島市総合計画審議会委員

氏名	所属団体等	備考	氏名	所属団体等	備考
宮本 順子	霧島市教育委員		高安 重一	鹿児島工業高等専門学校	
鎌田 善政	霧島商工会議所		寺村 淳	第一工科大学	
福永 洵	霧島市社会福祉協議会	会長	岩橋 恵子	霧島市男女共同参画審議会	
林 慶藏	霧島市自治公民館連絡協議会		本田 泰寛	霧島市ふるさと創生有識者会議	副会長
中條 秀二	あいら農業協同組合		兼松 真	公募	
池田 唯	霧島青年会議所		白水 梨恵	公募	
佐藤 昭人	始良地区医師会		中島 寛之	公募	
新達 政博	霧島市保育協議会				

霧島市ふるさと創生有識者 会議設置要綱

平成28年9月23日
告示第251号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、人口減少を克服し、地域の活性化を推進する施策・取組を検討するに当たり、広く民間有識者等の意見を聴取することを目的として、霧島市ふるさと創生有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、霧島市地方創生推進本部設置要綱(平成27年霧島市告示第9-1号)第1条に規定する霧島市地方創生推進本部に対し、次に掲げる事項について、必要な助言、提案、報告等を行うものとする。

- (1) 霧島市ふるさと創生人口ビジョンの策定及び変更に関すること。
- (2) 霧島市ふるさと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び変更に関すること。
- (3) 総合戦略の推進及び効果検証に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市政について優れた見識を有する者及び公募に応じた者のうちから市長が委嘱する。
- 3 有識者会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、有識者会議の会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 有識者会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 有識者会議において、委員長が必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この要綱の施行後初めて委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(経過措置)

3 この要綱の施行後最初に開催される有識者会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

霧島市ふるさと創生有識者会議委員

氏名	所属団体等	備考	氏名	所属団体等
川東 千尋	霧島商工会議所	副委員長	斑目 信行	連合始良伊佐地域協議会
仮屋 良江	霧島市商工会		中村 有佐	南九州ケーブルテレビネット株式会社
久留須美鈴	あいら農業協同組合		村上 和	霧島市観光協会
橋木真由美	鹿児島県始良・伊佐地域振興局		田間美沙緒	霧島市児童クラブ連絡会
泉 仁志	国分公共職業安定所		林 慶藏	霧島市自治公民館連絡協議会
本田 泰寛	第一工科大学	委員長	鶴ヶ野未央	株式会社九州タブチ
武田 和夫	鹿児島工業高等専門学校		蘆田 慶子	公募
鈴木 広和	株式会社鹿児島銀行			

諮問

企 第 4 1 号
令和4年10月27日

霧島市総合計画審議会
会長 福永 洸 様

霧島市長 中重 真一

第二次霧島市総合計画後期基本計画(素案)について(諮問)

第二次霧島市総合計画後期基本計画(素案)について、貴審議会の意見を求めます。

答申

令和5年3月9日

霧島市長 中重 真一 様

霧島市総合計画審議会
会長 福永 洸

第二次霧島市総合計画後期基本計画(素案)について(答申)

令和4年10月27日付け企第41号で諮問のあった、第二次霧島市総合計画後期基本計画(素案)について、別紙のとおり答申いたします。

なお、同計画の推進に当たり、市民と行政が共に同じ目標に向かって取り組むべく、これらの意見を十分に尊重されるよう要望します。



別紙

総合計画策定の趣旨(序論)に関する事項

- ① 計画全体の構成が分かりやすく、各施策に関連するSDGsのゴールを記載していることも、趣旨(序論)に合致した良い工夫である。前期基本計画の達成状況の把握や市を取り巻く課題の分析等を行い、社会情勢の変化や市民の意見等を踏まえた、実現性の高い施策を展開すること。
- ② 「KIRISHIMAみらいトーク」をはじめとする市民参画により、市民や大学・企業など多様な主体の知恵を結集し、市政運営への反映に努めることは、持続可能なまちづくりを進める上で重要である。今後も引き続き、幅広い年齢層の市民が参加し、意見交換できる機会を設けるとともに、小中学校・高校において、児童生徒が霧島市の未来について考える機会を設けるなど、新たな展開を図ること。
- ③ 本市においても、少子高齢化に伴う人口減少や若者を中心とした人口流出等による、労働力不足や消費市場・地域コミュニティの縮小、空き家等の増加による地域の空洞化などへの対応を図ることは喫緊の課題である。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として地方への関心が高まる中、若い世代にとって魅力ある就業環境等を創出するとともに、結婚・妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援策を講じ、さらなる若者等の定着と都市圏からのUIターンを促進すること。

後期基本計画(素案)に関する事項

(1)政策1「産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」関連施策

- ① 企業ニーズに沿った工業用地の確保や就労ニーズを満たす幅広い業種・業態の誘致を推進し、多様な人材が地元で働ける環境を構築すること。
- ② 企業やハローワーク等との連携を強化し、多様な働き方やワーク・ライフ・バランス、ジェンダー平等の啓発等に努めるなど、働きやすい労働環境づくりに取り組むこと。また、若者の

地元就職率の向上を図るため、引き続き、教育機関等と連携し、地元企業の説明会や職場体験などの取組を展開すること。

- ③ 食料・農業・農村基本法の見直しに向けた議論を踏まえながら、新規就農・就業者の確保や事業継承に関する施策など、農林水産業者への支援に取り組むこと。
- ④ 農林水産物の魅力や生産者の人柄が伝わるよう、SNS等を通じて広く発信するとともに、ゲンセン霧島認定制度やふるさと納税制度を活用し、農林水産物のさらなる認知度向上、販路拡大を図ること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした旅行形態の変化や、訪日外国人観光客の受け入れに対応するため、施設等のユニバーサルデザイン化、多言語表記の案内板の設置、Wi-Fi環境の整備などに取り組むこと。また、観光ニーズに対応した、「霧島ならでは」の観光素材の創出を図ることで、また訪れたいくなる、魅力ある観光地づくりを推進すること。
- ⑥ 鉄道やバスなどの公共交通は住民や旅行者の重要な交通手段であり、公共交通の利用促進は交通渋滞の緩和にも資することから、県や関係機関等と連携して、路線や運行本数の維持・存続を図るとともに、利用者の声を的確に把握し、利便性の向上に努めること。

(2)政策2「みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり」関連施策

- ① 環境問題に関する意識の向上を図るため、市民・事業者・NPO等との協働による学習会や植林活動、美化活動等の環境保全活動を継続的に展開すること。
- ② 利用者の多様なニーズに対応した公園づくりを進め、緑地の充実を図るとともに、地域住民と連携した適切な維持管理に努めること。
- ③ 喫緊の課題である市内の渋滞を解消するため、バイパス道路や地域拠点施設間のアクセス道路の整備を推進し、道路ネットワークの構築を図ること。
- ④ 地域と連携して空き家の把握に努めるととも

に、管理不全空き家の所有者に対する指導の強化や危険廃屋の解体撤去を促進し、市民生活の安全を確保すること。

- ⑤ 災害から市民の生命・財産を守るため、都市計画等において災害の恐れのある地域を居住区域から除外するなど、より安全・安心なまちづくりに取り組むこと。また、災害時の人的被害を最小限に抑えるためには、市民の防災意識の向上を図ることが重要であることから、「きりしま防災・行政ナビ」等を活用し、災害の種類に応じた避難場所やハザードマップなどの防災情報の周知に取り組むこと。

(3)政策3「誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」関連施策

- ① 生活の基礎となる「食」は、健康の増進に欠かせないものであることから、食に関する知識を身に付けるとともに、それを支える「農」についても学び、食文化への理解を深める「食農教育」に継続的に取り組むこと。
- ② 生活習慣病の発症・重症化予防のため、特定保健指導や早期受診勧奨等を行うとともに、糖尿病の重症化予防とCKD(慢性腎臓病)予防ネットワークの推進を図ること。
- ③ かかりつけ医等を決め、生涯にわたって自分の健康管理を行うなど、市民の主体的な健康づくりを推進すること。また、各事業所においても、産業医や始良・伊佐地域産業保健センターを活用し、労働者の健康管理やメンタルヘルスなどに取り組むよう周知徹底を図ること。
- ④ 始良地区医師会等の関係機関と連携し、救急医療体制のさらなる充実を図ること。
- ⑤ 子育てに関する市の様々な支援により、前期基本計画の成果指標である「妊娠・出産について満足している市民の割合」や「乳幼児健診受診率」などが目標を達成しているにも関わらず、先般の市民意識調査では、子育てに関して不安感や負担感などを感じている市民の割合が6割を超えていることから、課題や市民ニーズの把握を的確に行い、必要な施策を講じること。
- ⑥ 認知症になっても安心して暮らせるまちづく

りを進めることが重要であることから、認知症サポーターの養成や「みまもりあいアプリ」の活用に取り組むとともに、早期診断・早期対応に向け、認知症サポート医を核とした「認知症初期集中支援チーム」の活用を推進すること。

- ⑦ 障害の特性に応じた福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、障害のある人が地域の一員として日常生活を過ごし、社会活動や経済活動等に参加できるよう、地域生活や就労支援など自立支援対策を推進すること。

(4)政策4「社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり」関連施策

- ① GIGAスクール構想に基づき備えた一人1台端末を様々な教育活動で活用するとともに、メディアから得た情報を主体的に読み解き、必要な情報を取捨選択できる能力の育成を図る「メディアリテラシー」教育にも取り組むこと。
- ② 本市の発展を支えていく子どもたちが、学力のみならず、社会的に自立し、豊かな心と健康な体を育むことができるよう、相談・支援体制の充実を図ること。また、不登校の子ども居場所の充実を図るなど、特別な配慮等を要する児童生徒の支援にも取り組むこと。
- ③ 地域や関係機関、企業など様々な主体と連携した学校支援体制を構築し、特認校制度や山村留学制度など特色ある教育活動を推進するとともに、小規模校においても協働的な学びを実現できるよう、学習環境の整備に取り組むこと。
- ④ 子どもたちが学びを生かして地域活動に参加できる機会や、高齢者をはじめ様々な世代・地域・企業などが子どもたちと交流できる機会を創出するなど、地域ぐるみで子育てを支援する環境の整備を図ること。
- ⑤ 市民が生涯の学びを通じて自己実現を図るとともに、学びを生かして地域力を高めることができるよう、多様な学習ニーズやSDGs、ライフステージに対応した魅力ある学習機会の提供に努めること。
- ⑥ 地域に残されている近代化遺産等の適切な保存・活用に向けて取り組むこと。

- ⑦ 市民がスポーツや芸術文化に親しむ機会がコロナ禍等で減少したことから、関係団体等と連携を図りながら、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりや多様なジャンルの芸術文化を楽しむことのできる機会の提供などに取り組むこと。

5政策5「市民とつくる協働と連携のまちづくり」 関連施策

- ① 岐阜県海津市などの姉妹都市をはじめとする国内外の都市との多彩な交流を進め、地域間相互の理解を深めること。
- ② 地域おこし協力隊員の配置や遊休不動産の有効活用により、中山間地域の特性を生かしたまちづくりや地域の活性化に取り組むこと。
- ③ コロナ禍を機に地方移住への関心が高まっていることから、本市への移住者や移住相談を行った人の年代、世帯構成等の分析を行うなど、ターゲットに沿った効果的な手法を検討し、移住定住促進策を講じること。
- ④ 性別による固定的な役割分担意識の解消が進みつつあるものの、いまだに子育て世代の女性は育児や家事、学校行事などの負担が大きく、意欲があっても経営への参画が難しい傾向にある。さらなる男女共同参画の推進に向けて、全ての女性が働きやすい環境の整備や女性の活躍推進に向けた社会的な機運の醸成に努めること。
- ⑤ 外国人住民が安心して暮らすことができるよう、市民や企業等が外国人住民と交流し理解する機会の提供に努めるとともに、関係団体等と連携して支援の充実を図ること。
- ⑥ 「褒め合うまち」をコンセプトに、市民のまちへの愛着度を高める「キシマイスター」活動をさらに推進するなど、市民と行政が一体となったまちづくりや魅力の発信に取り組むこと。

6政策6「信頼される行政経営によるまちづくり」 関連施策

- ① 市職員一人一人が市民の声に耳を傾け、市の施策や取組を分かりやすく丁寧に伝えるとともに、積極的な姿勢を持って質の高い行政サービス

を提供できるよう、人材育成に取り組むこと。

- ② 信頼される行政経営を進めるため、積極的な情報公開により市政に対する理解と透明度を高めるとともに、市民の意見を市政へ適切に反映させること。
- ③ SNSや動画など様々なツールのさらなる調査、研究、活用を進め、より効果的な情報発信に努めること。

第3期霧島市ふるさと創生総合戦略に関する事項

- ① 住民自治の推進による魅力ある地域社会を形成するためには、市民一人一人が自分の住む地域の魅力を知り、それぞれの特性に沿った地域活動を継続的に実施していくことが重要である。そのため、地域活動に参画しやすい仕組みづくりや地域活動を担うリーダーの育成、地域活性化に取り組む市民団体等への支援に取り組むこと。
- ② 本市の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、リサイクル率や家庭系ごみの排出量、温室効果ガス排出量など、環境と調和したまちづくりを推進するためのKPIについては、目標値の達成にとどまらず、SDGsの実現に向けて、より高い目標を目指し、必要な施策を講じること。
- ③ 快適で暮らしやすい街を形成するための基盤整備として、利用者の視点に立った様々な世代が触れ合うことができる公園づくりを進めるとともに、社会経済環境の変化に適応し、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用を推進すること。
- ④ オンライン申請など行政サービスのデジタル化推進はもちろんのこと、IoTやAI、5G等のデジタル技術やデータを活用し、あらゆる分野でのサービスの向上に取り組むこと。
- ⑤ 高校・大学等卒業時の市内就職率の向上を図るため、教育機関や企業等との連携を強化し、地元企業周知のための説明会など、具体的な取組を展開すること。

第二次霧島市総合計画 策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第二次霧島市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、霧島市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 総合計画策定の基本方針に関すること。
- (2) 基本構想案及び基本計画案の調整及び決定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画部を担任する副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、他の副市長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(分科会)

第5条 委員会に、総合計画の分野ごとに専門的な調査、研究及び検討を行う分科会を設置する。

- 2 分科会の所掌事項及び構成員等については、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表(第3条関係)

教育長、総務部長、市政推進特任部長、企画部長、市民環境部長、保健福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、消防局長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長

霧島市地方創生推進本部 設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定、推進等に関し全庁的な取組を図るため、霧島市地方創生推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定及び改訂に関する事項
- (2) 総合戦略に関する施策の推進及び進行管理に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は企画部を担任する副市長を、副本部長は他の副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者及び本部長が特に必要と認める者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は本部を統括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、会議を招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

(霧島市地方創生推進委員会の設置)

第6条 本部長は、本部の下に霧島市地方創生推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

- 2 推進委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

別表(第3条関係)

教育長、総務部長、企画部長、市民環境部長、保健福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、市政推進特任部長

用語解説(50音順)

文中に「※」を付しています。

あ

- **IoT (アイオーティー)**
Internet of Thingsの略称。コンピューターやスマートフォンなどの情報通信機器に限らず、様々な「モノ」がインターネットにつながる事。
- **ICT (アイシーティー)**
情報通信技術 (Information and Communication Technology の略称)。情報通信分野の機械や装置に関する技術から、それらを利活用する技術まで広い概念で用いられている。
- **空き家バンク制度**
空き家を売りたい・貸したい所有者や管理者と、居住するために空き家を買いたい・借りたい人とのマッチングを支援する制度。
- **アクセス道路**
道路の渋滞緩和や交通の安全性向上のため、地域内の道路から広域幹線道路に安全かつ短時間に移動できる道路。
- **明日の日本を支える観光ビジョン**
「観光先進国」への新たな国づくりに向けて、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議 (議長：内閣総理大臣) が策定した未来像。
- **新しい生活様式**
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国が公表した行動指針。
- **安全灯**
通学路の安全を確保するため、主に集落間の明かりのない所に設置する街灯。

い

- **移住プロモーション**
移住定住の促進を図るため、様々な媒体を活用した PR や対面での相談会等を通じ、本市の魅力を発信する活動。
- **一時預かり**
家庭での保育が一時的に困難となった子どもを、主に昼間に保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行うこと。
- **一次救急医療**
入院を必要としない救急患者への医療。

• 医療的ケア児保育

人工呼吸器を装着している、または日常生活を営むために医療を要する状態にある子どもに、保育所等で保育の提供を行うこと。

• インバウンド

外から入ってくる旅行。一般的には外国人の訪日旅行を指す。

• インフラ

インフラストラクチャーの略称。水道・道路・電力網など、社会や生活を支える基盤。

え

• AI(エーアイ)

人口知能。コンピューターがデータを分析し、推論や判断、学習など人間の知的能力を模倣する技術。

• エコドライブ

燃料消費量やCO2排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心掛け。

• SNS(エスエヌエス)

Social Networking Serviceの略称。インターネット上で社会的交流の場を提供するサービス。

• NPO(エヌピーオー)

非営利組織 (Non Profit Organizationの略称)。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間の団体を指す。

• 延長保育

保育所等で通常の保育時間を超えて子どもを預かること。

お

• 温室効果ガス

温室効果を持つ大気中に拡散された気体。代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンガスのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。

• オンライン

コンピューターの入出力装置などが、中央処理装置と直結している状態。また、端末がインターネットなどの通信回線に接続されていること。

か

• 海域の環境基準(COD)

水質汚濁の指標の一つ。水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。

• 海外の交流都市

マレーシア・マラッカ州マラッカ市、韓国・釜山広域市、中国・上海市嘉定区、アメリカ・カリフォルニア州ソノラ市等。

• 会計年度任用職員

一会計年度を超えない期間を任期として採用される一般職の地方公務員。

• 介護給付費

介護保険制度で要介護認定を受けた被保険者に対して行われる保険給付費用。

• 介護保険第1号被保険者

介護保険に加入する65歳以上の人。

• 介護保険ボランティアポイント事業

霧島市在住の65歳以上の人々が、登録された高齢者施設等でボランティア活動を行った場合にポイントが付与され、たまったポイントは介護保険料負担軽減の資金と交換できる事業。

• 開発行為

建物の建築などを目的に土地の区画形質の変更を行うこと。

• 核家族

夫婦とその未婚の子どもで構成される家族。夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。

• 学習定着度調査

県内の小中学生の基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等に関する学習状況を把握するとともに、学習に関する意識や学び方などの学習状況を把握するため、県教育委員会が実施するもの。

• かごしま出会いサポートセンター

結婚を希望する人の出会いを支援するため、会員管理登録システムを利用したマッチングや成婚に向けた支援を行う鹿児島県の委託機関。

• 化石燃料

地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられる物。

• 合併処理浄化槽

し尿のほか、生活雑排水も処理することが可能な浄化槽。

• 合併特例債

合併後の市町村が、新市まちづくり計画に基づき実施する事業に対して発行が認められる特例的な市債。

• 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、住所地以外の地域や人々とボランティアや継続的な交流、週末農業など多様な形で関わる人々。

• 観光トレンド

観光需要に関する傾向。

• 間伐

森林や果樹園において、主な木の生育を助けたり、採光をよくしたりするために適当な間隔で木を伐採すること。

• 管理不全空き家

周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある、適切に管理されていない空き家。

き

• 議員と語りかい

市議会議員と市民グループ、地区自治公民館、自治会等が身近な問題等をテーマに行う意見交換会。

• 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉に関する相談等の業務を総合的にを行うことを目的とする市の施設。

• 希少野生動植物

人為的な影響により、存続に支障を来す事情が生じていると判断される動植物。

• 既存ストック

これまでに整備されてきた基盤施設や公共施設、建築物等の施設。

• 技能実習生

出身国において習得が困難な技能等の習得・習熟を図るため、日本で企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結ぶ外国人。

- ・規範意識**
 道徳・倫理・法律等の社会のルールを守ろうとする意識。
- ・キャッシュレス**
 現金ではなく、小切手・口座振替・クレジットカード・電子マネーなどを利用して支払いや受け取りを行うこと。
- ・キャリア教育**
 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
- ・休日在宅当番医制**
 日曜日や祝日、年末年始の昼間に、市内の医療機関の協力の下、当番制で診療を行うこと。
- ・狭隘（きょうあい）**
 面積などが狭く、ゆとりがないこと。
- ・共助**
 地域などで協力して助け合うこと。
- ・共生社会**
 これまで必ずしも十分に社会参画できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。
- ・行政評価**
 限られた資源を有効に活用するために、施策や事務事業について、その目的や目標に対して取り組んだ結果や効果を分析し、客観的な検証を行うこと。
- ・協働的な学び**
 日常行われる学び合いも含め、ICTを活用した他校の児童生徒との学び合いや、地域人材・素材を活用した多様な体験活動など、様々な人との関わりを通して諸問題の発見や解決などに取り組む学び。
- ・霧島ジオパーク**
 霧島市・曾於市・湧水町、宮崎県都城市・高原町・小林市・えびの市の5市2町で構成されるジオパーク。
- ・霧島ジオパーク推進連絡協議会**
 地域の地質遺産等を地域住民・行政等が連携して保護・研究し、教育的活用やジオツーリズムの場として利用できる環境整備を行うため、平成20(2008)年10月に霧島ジオパーク内の行政・民間団体で設立した協議会。

- ・霧島市総合計画策定条例**
 総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定手続等に関し必要な事項を定めることを目的に制定した条例。
- ・霧島市ふるさと創生総合戦略**
 地方創生に向けた「訪れたいまち」「住み続けたいまち」「働きたいまち」の3つの基本目標を掲げ、これらを推進するための具体的な施策をとりまとめた戦略。
- ・霧島スポーツまつり**
 老若男女問わず、誰でも楽しく参加できる体験型のスポーツイベント。市スポーツ協会が、毎年、スポーツの日に開催。
- ・錦江湾奥会議**
 錦江湾奥部と桜島周辺に位置する4市（霧島市・鹿児島市・垂水市・姶良市）が、行政区域を越えて地域活性化を目指すため、平成23(2011)年8月に設立。

く

- ・グローバル化**
 情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人・物・情報の国際的移動が活性化して様々な分野で国境の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。
- ・グローバル人材**
 日本人としての自我を持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語・文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人。

け

- ・景観行為**
 景観に影響を与える、建築物や工作物等の新築、増築などを行うこと。
- ・景観条例**
 地域の自然・歴史・文化等と共に育まれてきた本市の景観を市民共通の資産として適切に次世代へ継承するとともに、魅力的で活力ある本市

ならではのまちづくりを行うため、景観形成に関する必要な事項を定めた条例。

- ・ゲートキーパー**
 悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聴いて必要な支援につなげ、見守る人のこと。
- ・KPI(ケーピーアイ)**
 重要業績評価指標。目標の達成に向けた取組を評価するための指標。
- ・ゲンセン霧島**
 産官学で組織する霧島ガストロノミー推進協議会が認定・推進する食などに関するブランドの名称。

こ

- ・後期高齢者**
 75歳以上の高齢者。
- ・校区青少年健全育成連絡会**
 小中学校区ごとに地区自治公民館関係者やPTA、子ども会、老人クラブ、女性の会、青少年補導員の代表者等で構成する会。
- ・合計特殊出生率**
 15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。
- ・公債費**
 これまでの公共事業などの財源として借り入れたお金の返済に使われた費用。
- ・公助**
 個人や地域社会では解決できない問題について、国や自治体が支援を行うこと。
- ・高等教育機関**
 大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校（専門課程を置く専修学校）。
- ・合理的な配慮**
 障がい者が他の人と平等に、全ての人権と基本的自由を享有・行使することを確保するための必要かつ適当な変更・調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した、または過度の負担を課さないもの。
- ・交流人口**
 その地域を訪れる人の数。通勤・通学者や観光客など。

- ・高齢者運転免許証自主返納制度**
 身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーなどが、自主的に運転免許証を返納できる制度。
- ・国土強靱化**
 大規模自然災害時に人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくこと。
- ・子育て支援センター**
 子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報、子育てや子育て支援に関する講習等を実施する施設。
- ・子育て世代包括支援センター**
 妊娠期から乳幼児期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供する拠点。
- ・こども館「すかいびあ」**
 子育て環境の充実や遊びの体験を通じて子どもの幼児期における基礎体力を向上させるとともに、子どもの発想力や想像力を育成し、健全な成長を図ることを目的に、令和3(2021)年7月に設置した市の施設。
- ・こどもセンター**
 親子でのふれあい遊び、子どもや子育てに関する相談、子育て支援の情報提供、遊具などで遊べる部屋の開放、絵本の読み聞かせなどを行う市の施設。
- ・こども・暮らし相談センター**
 複合的な福祉に関する相談に、包括的に対応する市の窓口。
- ・こども発達サポートセンター**
 発達に不安のある子ども(18歳未満)の相談・支援を行う拠点。発達相談、発達支援教室、発達外来、発達に関する学習会、関係機関との連絡調整を実施。
- ・個別最適な学び**
 ICT等の活用による学習状況に応じた教材の提供などにより、多様な能力・適性、学習速度・習熟等に応じて児童生徒が主体的に取り組む学び。
- ・コミュニティ**
 町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結び付きを持つ共同体。

- **婚活**
結婚に向けた準備や出会いの場への参加などの結婚活動。

さ

- **再生可能エネルギー**
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスなどをエネルギー源として永続的に利用することができるもの。
- **財政調整基金**
地方公共団体が年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金。財源不足が生じた年度に活用する。
- **財政調整基金繰入額**
予算編成における収支不足を補うために財政調整基金を取り崩した額。
- **再造林**
人工的に育成した森林を伐採した跡地に再び造林すること。
- **再任用職員**
定年退職等により一旦退職した人で、1年以内の任期であらためて採用された人。
- **サイバーセキュリティ**
データやネットワーク、コンピューターなどのデジタル環境をサイバー攻撃やその他の脅威から守ること。
- **作業療法士**
病気や事故などによる身体機能障害からの回復を目的に、日常生活をスムーズに送るための複合的動作を可能とする訓練を行う人。
- **桜島・錦江湾ジオパーク**
鹿児島市・始良市・垂水市の3市で構成されるジオパーク。
- **サプライチェーン**
ある製品が、原料の段階から消費者に届くまでの一連の流れ。
- **産官学**
産業界、国・自治体、大学・研究機関の総称。
- **産後ケア**
出産後の母親の体力の回復や心の安定を図るケアと同時に、授乳や沐浴（もくよく）などの育児指導を行うなど、良好な母子の愛着形成のため

めの支援。

- **山村留学制度**
過疎化が進む地域の学校などが、都会などに住む子どもたちを受け入れ、学校教育の振興や地域の活性化を図ることを目的に、市町村・学校・地域が主体となって実施する制度。
- **三大都市圏**
東京圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）、大阪圏（大阪府・兵庫県・京都府・奈良県）、名古屋圏（愛知県・岐阜県・三重県）のこと。

し

- **CKD(慢性腎臓病) 予防ネットワーク**
市が、特定健診等の結果を基に腎臓の異常等が発見された人に受診を推奨し、かかりつけ医と腎臓専門医が連携してCKD(慢性腎臓病)の早期発見・重症化予防を図っていく体制。
- **ジオパーク**
地球科学的意義のあるサイトや景観が保護・教育・持続可能な開発の全てを含んだ総合的な考え方によって管理された1つのエリア。
- **ジオパークサイト**
ジオパーク内の地形・地質、動植物、文化の保全・活用区域のうち、特に学術上貴重で、地域の自然や文化を象徴するものが見られる地点。
- **自己肯定感**
自己に対する肯定的な意識。
- **自己有用感**
人の役に立った、人から感謝された、人から認められた等の自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価。
- **市債**
市の借金。
- **施策評価**
総合計画の施策に設定した成果指標の目標値に対する実績値を把握し、計画の進行管理を行う手法。
- **自主財源**
市税・分担金・負担金・使用料・手数料など自主的に収入できる財源。行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度になる。
- **自主防災組織**
災害による被害を予防・軽減するための活動を

行う、地域住民主体の任意団体。

- **自助**
家庭で日頃から災害に備えたり、災害時に自ら自分や家族を守ったりすること。
- **自然増減**
人口動態に関する統計で、出生・死亡による人口の増減。
- **「質」の改革**
多様な主体の協働によるまちづくり、情報化の推進、職員の能力向上など。
- **指定管理者**
指定管理者制度において、地方公共団体から公の施設の管理を任される団体。
- **シティセールスミーティング**
市が売りたいモノ・コトを効率的・効果的に発信するため、行政内部で情報共有等を図る会議。
- **シティプロモーション**
地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済を活性化させる活動。
- **児童委員**
子どもや妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務に協力する者。児童福祉法に基づき市町村に置かれ、民生委員がこの職を兼務する。
- **児童発達支援**
未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うこと。
- **事務事業**
施策の目的を実現するために実施する事務や事業。
- **社会資本整備**
国や地方公共団体が公共事業によって、道路・港湾・上下水道・公営住宅・病院・学校など産業や生活の基盤となる社会資本を整備すること。
- **社会増減**
人口動態に関する統計で、転入・転出による人口の増減。
- **社会動態**
一定期間における転入・転出、その他の増減に伴う人口の動き。

- **社会保障関連費**
医療・介護の自己負担分以外の給付額など、社会保障制度によって給付される金銭やサービス。
- **社会保障制度**
国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネット。社会保険・社会福祉・公的扶助・保健医療・公衆衛生からなる。
- **循環型社会**
天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る社会。大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会に代わるものとして提示された概念。
- **障がい者計画**
障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画。
- **障害者自立支援事業**
知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
- **消費生活センター**
商品やサービスなど、消費生活全般に関する消費者からの苦情や問い合わせに、専門の相談員が対応する市の機関。
- **食農教育**
心身の健康を確保し豊かな人間性を育むための「食」と、それを支える「農」について学び体験すること。
- **自立支援計画**
子どもの養育をどのように考えていくか、児童相談所が社会診断・心理診断・医学診断を元に専門的な視点から作成する、子どもが自立して生活する力を育むための計画。
- **新型コロナウイルス感染症**
令和元(2019)年に、中国の湖北省武漢市で初めて確認された新型コロナウイルスによる感染症。
- **人事評価制度**
職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力や挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価を、任用・給与・分限、その他の人事管理の基礎として活用する制度。

・森林環境譲与税

国から市町村や都道府県に対して譲与されるもので、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。

・森林の有する多面的機能

森林が山地災害防止・土壌保全・水源涵養・地球環境保全・木材等生産・文化・生物多様性保全・保健・レクリエーション等の様々な働きを持っていること。

す

・水道施設

水道のための取水・導水・浄水・送水・配水施設であり、水道事業者や専用水道の設置者の管理に属するもの。

・スポーツ推進委員

スポーツの推進を図るため、市民に対して事業の実施に係る連絡調整、実技の指導・助言を行う非常勤の公務員。

せ

・生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。

・生活習慣病

特に食生活・運動習慣・休養・喫煙・飲酒などの習慣が、発病や病気の進行に深く関与している病気。脳卒中・がん・心臓病・糖尿病・高血圧・高脂血症などがある。

・生活排水処理率

全人口に占める、合併処理浄化槽と公共下水道に接続している合計人口の割合。

・生産基盤

田・畑・水路・農道などの農業生産の基礎となる土地施設。

・生産年齢人口

人口統計で、生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口。

・成年後見センター

認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が

十分でない人の権利を擁護するため、これらの人が成年後見制度を円滑に利用することができるよう支援を行い、制度の利用促進等を図る機関。

・生物多様性

様々な生物が存在している様子。

・性別による固定的な役割分担意識

「男性、女性という性別で役割が定まっている」という考え方や意識。

・施業

森林の植樹・伐採・見回りなどの管理を行うこと。

・セルフケア

自分で自分の健康を管理すること。

・全国茶品評会

日本茶業の将来を展望し、茶生産の近代化と日本の茶業経営の一層の発展を目的に、全国の都道府県から選抜出品された茶を対象とする品評会。

・全国和牛能力共進会

5年に1度、全国の優秀な和牛を一堂に集めて開催される和牛の品評会。別名「和牛のオリンピック」。

・選択と集中

特定の分野・領域を選び、そこに人材や資金などの資源を集中的に投入すること。

そ

・創業支援センター

創業希望者に対する市の相談窓口。

た

・多言語表記

看板や画面上に複数の言語（日本語・英語・中国語・韓国語等）を同時に、または切り替えて表示すること。

・脱炭素化 / 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量を実質的にゼロにすること。それを実現した社会。

・多文化共生

国籍などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

・団塊の世代

昭和22(1947)年から昭和24(1949)年につ

ての第一次ベビーブームで生まれた世代。

・男女共同参画

男女が互いに人権を尊重し、性別によるイメージではなく、それぞれの個性や能力を充分発揮できること。

ち

・地域おこし協力隊

三大都市圏などの都市地域から地方へ生活の拠点を移し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う人で、地方自治体から委嘱を受けた人。

・地域公共交通

地域住民の日常生活・社会生活における移動や、観光客をはじめとする来訪者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関。

・地域産業保健センター

労働者の健康・安全の確保を図ることを目的に、各都道府県に設置される機関。本市には、始良地区医師会内に始良・伊佐地域産業保健センターが設置されている。

・地域包括ケアシステム

重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

・地域包括ケア・ライフサポートワーカー

地域包括ケアシステムの構築に向けて養成を行っている市独自の認定資格。地域の身近な相談窓口として、地域生活の支援を行う。

・地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が必ず配置される。

・地域見守り支援員

民生委員等と連携し、一人暮らしや寝たきりの高齢者・障がい者等に対し、声掛けや安否確認などの見守り活動をする人。

・地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。

・地区防災計画

地区自治公民館や自治会等が、地域性などに配慮して自主的に作成する地区独自の防災計画。

・地産外消

地域で生産された様々な生産物や資源が、地域を越え、首都圏等の大消費地や海外で消費されること。

・地産地消

地域で生産された様々な生産物や資源をその地域で消費すること。

・中山間地域

国分・隼人地区の市街地を除く、他の地域。

・超高速ブロードバンド

FTTH(光ファイバ回線)、LTE(携帯電話通信規格の一つ)、伝送速度30Mbps以上のケーブルインターネット。

・鳥獣被害

イノシシやシカ、サルなどの野生鳥獣による農林水産物の被害。

・長寿命化

インフラ等の耐久性を向上させ、長持ちさせるようにすること。

つ

・ツーリズム

観光旅行や観光促進を目指す取組、体験型観光など。

て

・DV(ディーバイ)

配偶者、交際の相手方など親密な関係にある、または親密な関係にあった者からの、個人の尊厳を侵すような身体的・精神的・社会的・経済的・性的な暴力。

・定年延長制度

公務員の定年年齢を65歳まで段階的に引き上げる制度。

・デジタル・トランスフォーメーション(DX)

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。デジタル変革。

・出前講座

市職員が地域等に出向き、市民を対象に市政等に関する理解を深めるために行う講座。

・デマンド交通

バスや鉄道などのように、あらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を運行するのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービス。

・テレワーク

ICTを活用して本拠地のオフィスから離れた場所で仕事をする、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

・電子納付

地方税等の納付を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、パソコンやスマートフォン等からインターネットを通じて行うこと。

と

・道義高揚

人の行うべき正しい道をもつこと。

・東京圏

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県。

・道路施設

トンネルや橋梁などの重要構造物や標識、照明灯などの道路付属物。

・特定保健指導

生活習慣病をより効果的に予防する目的で、40～74歳の人を対象に、健診でメタボリックシンドロームを中心にチェックし、生活習慣病発病の危険度により対象者をグループ分けして、危険度に合わせて、受診者自らが生活習慣を変えていけるよう支援・保健指導を行うこと。

・都市公園

都市公園法に基づき、国・都道府県・市区町村が設置・管理している公園。

・土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設・変更などに関する事業。

に

・二次アクセス

複数の交通機関を利用する際の2種類目の交通機関のこと。例えば、鉄道から路線バスに乗り

継ぐ場合の路線バスのこと。

・二次救急医療

入院治療や手術を必要とする重症の救急患者への医療。

・二次災害

ある災害が起こった後に、それが元になって起こる別の災害。

・二地域居住

都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイル。

・認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。

ね

・ネーミングライツ

球場や劇場などの公共施設に名称を付ける権利。

の

・農林水産業・地域の活力創造プラン

幅広い政策分野にわたって必要となる施策を検討することを目的に、食糧安定供給・農林水産業基盤強化本部（本部長：内閣総理大臣）が、日本の農林水産業や地域の活力創造に向けた政策改革のブランドデザインとして取りまとめた計画。

は

・バイパス道路

市街地などの混雑区間を迂回（うかい）、または峠・山間部などの狭隘区間を短縮するための道路。

・発達障害

生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態。自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症（ADHD）、学習症（学習障害）、チック症、吃音（きつおん）などが含まれる。

・パブリックコメント

公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。

・バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上での障害（バリア）を取り除くこと。

・ハローワークマザーズコーナー

子育て世代の就職を支援するためのハローワーク内の相談窓口。

ひ

・非核平和宣言

生命の尊厳を深く認識し、戦争のない住みよい世界を願う市の宣言。

・日当山西郷（せご）どん村

西郷隆盛が日当山を訪れた際に滞在した龍寶（りゅうほう）家を基に建設した「西郷どんの宿」と物産館・レストランを併設した市の施設。

・病院群（循環器・脳外科救急）輪番制

地域内の病院の連携により、輪番制で休日・夜間における診療体制の確保を図るもの。

・病児・病後児保育

子どもの病気あるいは病気回復期において、保護者が家庭で保育を行えない期間内に、一時的に施設で保育する制度。

ふ

・5G(ファイブジー)

第四世代移動通信システム(4G)の通信速度をより高めた次世代の移動通信システム。

・扶助費

社会保障制度の一環として、子ども・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。

・普通救命講習

成人への心配蘇生法、AEDを用いた除細動などの救命処置や、気道異物除去、止血法などの応急手当を学ぶ、一般市民を対象とした講習。

・普通交付税

地方交付税の一つ。地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財源不足額から算定して国が交付する。

・ふるさと納税

支援したい自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除さ

れる制度。

・ふれあいバス

交通空白地域や交通不便地域の交通弱者等の移動手段を確保するため、単人地域を除く市内全域で運行するバス。

・フレイル予防

加齢に伴い、筋力・認知機能・社会とのつながりなど心身の活力が低下する状態（フレイル）を予防するための身体・認知機能向上、社会参加促進の取組。

へ

・平均通過人員

鉄道利用者の1日における1km当たりの人数のこと。各路線の年度内の旅客輸送人キロ÷当該路線の年度内営業キロ÷年度内営業日数で算出。

・平均通過率

問題ごとの正答または準正答者数の合計を、解答者数の合計で割った数値の平均。

・ペーパーレス

紙を使わずに、情報や資料をコンピューターなどによって処理・保存すること。

ほ

・放課後児童クラブ

保護者の就労などにより放課後の家庭保育が困難な小学生に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る施設。

・法人市民税・法人税割

法人が国に支払う法人税額を基準にして、市に納める税金。

・防犯灯

自治会等が集落内の暗がり無くすために設置する街灯。

・防犯パトロール隊

犯罪を未然に防止するために、自主的にパトロール活動を行う自治会等で結成された任意団体。

・母子保健コーディネーター

母子の支援を充実させるために、関係機関との連携を図り、支援管理をする保健師等。

- **ほ場整備**
耕地区画や用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化などの実施により労働生産性の向上を図ること。

ま

- **MaaS(マース)**
Mobility as a Serviceの略称。ICTを活用して、全ての交通手段によるモビリティ（移動）を一つのサービスとして捉え、切れ目なくつなぐ新たな移動の概念。
- **マイナンバーカード**
氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・個人番号（マイナンバー）などが表示され、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるICカード。
- **まち・ひと・しごと創生法**
少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、地方を活性化するための基本理念などを定める法律。
- **マンパワー支援事業**
大学生等のマンパワー（人的資源）により、中山間地域の集落でのイベント等の支援を行う市の事業。

み

- **民生委員**
社会福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行う民間の奉仕者。

め

- **メンタルヘルス**
心の健康。精神衛生。

ゆ

- **UIJ(ユーアイジェイ)ターン**
Uターンは、地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。Iターンは、生まれ育った地域（主に大都市）からどこか別の地方へ移り住むこと。Jターンは、地方からどこか別の地域（主に大都市）に移り住み、その後生まれ育った地方近くの

(大都市よりも規模の小さい) 地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むこと。110ページの「I・J・U」も同義。

- **ユニバーサルデザイン**
文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力を問わず、できるだけ多くの人が利用可能となるような施設等の設計・デザイン。
- **ユネスコ世界ジオパーク**
国際的な地質学的価値を持つ場所や景観が、保護や教育、持続可能な地域発展などの全体的な概念と共に運営される一つの統一された地理的領域。ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画(IGGP)の一事業として実施されている。

よ

- **要介護度**
訪問調査や主治医意見書を基に、専門家による審査会を経て決定される介護サービスの必要量の度合い。
- **4R(よんアール)**
Recycle(リサイクル・再生利用)、reuse(リユース・再使用)、reduce(リデュース・発生抑制)、refuse(リフューズ・発生回避)の略称。

ら

- **ライフステージ**
人間の一生を段階的に区分したもの。一般的に幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期。
- **ライフライン**
都市生活の維持に必要な不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送など。

り

- **RESAS(リーサス)**
地域経済分析システム(Regional Economy and Society Analyzing Systemの略称)。産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。
- **理学療法士**
病気や事故などによる身体機能障害からの回復を目的に、運動療法や物理療法を施す人。

- **リノベーションまちづくり**
今ある地域資源を生かした新たな事業創出に取り組み、それらの過程や成果を共に楽しむことで、コミュニティの育成とエリアの価値向上を図る、民間主導のまちづくりの手法。
- **「量」の改革**
民間活力の導入や業務改革等によるコスト削減、市民ニーズに即応した組織体制の構築など。

れ

- **令和2(2020)年7月豪雨**
同年7月3日から7月31日にかけて、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨。

ろ

- **老朽危険空き家**
倒壊するおそれがあるなど保安上著しく危険な状態にある空き家。
- **6次産業化**
農林漁業者等による地域資源を活用した新事業の創出等を図るため、単独または共同の事業として農林水産物等の生産やその加工・販売を一体的に行う事業活動で、農林水産物等の価値を高めたり、新たな価値を生み出したりすることを目指すこと。

わ

- **ワーク・ライフ・バランス**
仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
- **Wi-Fi(ワイファイ)**
パソコンやスマートフォン、タブレットなどのネットワーク接続に対応した機器を、無線(ワイヤレス)でLAN(Local Area Network)に接続する技術。



表紙絵の説明

本表紙絵は、「わたしたちが担う10年後の霧島市」をテーマに、平成30(2018)年に県立隼人工業高等学校生5人が描いたものです。

表紙絵に込められた思いは次のとおりです。

霧島市の明るい未来をイメージして、夢や希望が伝わるようなデザインを目指しました。難しかったところは、全体的に明るい配色にしつつ、「今ある霧島市の名所」と「未来の霧島市」を交えて描いたところです。

みんなで協力して完成させたこの絵を、多くの人に見ていただけたらうれしいです。

作者：木村美里・岩元愛・竹中遥・本吉良風・雪松夢亜



第二次霧島市総合計画

基本構想・後期基本計画・第3期霧島市ふるさと創生総合戦略

令和5(2023)年3月

発行・編集：霧島市企画部企画政策課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL 0995-45-5111 (代表)

FAX 0995-47-2522

HP <http://www.city-kirishima.jp/>

E-mail kikaku@city-kirishima.jp



第二次霧島市総合計画

基本構想・後期基本計画

第3期霧島市ふるさと創生総合戦略